



交野市都市計画 マスタープラン

令和5年4月

交野市



はじめに

交野市都市計画マスタープランは、魅力ある永住都市としてのまちづくりをより発展させるために、平成13年（2001年）に策定し、そして、市制施行40周年を迎える平成23年（2011年）に、策定後、初めての見直しを行いました。この見直しは、ちょうど第二京阪道路が全線供用開始となった1年後に行ったもので、そのために第二京阪道路の沿道も含めて、更なるまちの活性化を目指したものとなっています。

令和5年（2023年）、この見直しから約12年が経過しました。

この間、本市においても、本マスタープランに基づき、星田駅北エリアのまちづくりをはじめ、都市基盤施設の整備が進められる一方で、人口減少社会の進展、自然災害の激甚化、持続可能な社会の形成、DXなど、新たな多様かつ複合的な社会的課題の発生により、人々の暮らしや生活スタイルもそれに合わせて変化が求められることとなりました。

このような状況の中、これからのまちづくりは、新たに“モノ”を創造するだけでなく、今ある“モノ”をどう活かしていくのか、すなわち“活かすまち”を目指したまちづくりを進めていくことが必要だと考えます。

そうした思いを込めて、令和3年より見直し作業を進め、改定された「交野市都市計画マスタープラン」は、今後10年間の本市の新たな都市計画の指針として、地域資源や地域特性などを活かしながら、市民の皆様や企業等の皆様との協働により、若い世代に選ばれる、そして事業者にも選ばれる都市づくりを進めてまいりたいと考えています。

結びに、本マスタープランの改定にあたり、熱意と創造性にあふれた多くのご意見やご提言を賜りました都市計画審議会及び策定部会の委員の皆様をはじめ、計画改定に際し開催した市民ワークショップに参加された皆様、市議会議員の皆様、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、そして多くの関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、本市のまちづくりへのより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます

令和5年（2023年）4月

交野市長 山本 景

目次

序章	はじめに	1
第1節	都市計画マスタープランの位置づけ	1
第2節	都市計画マスタープランの役割	2
第3節	目標年次	2
第4節	都市計画マスタープランの構成	3
第1章	現況と分析	5
第1節	我が国を取り巻く社会潮流	5
第2節	交野市の現状	9
1.	位置及び地勢	9
2.	沿革	10
3.	人口	11
4.	住宅と住環境	16
5.	産業	17
6.	防災	20
7.	土地利用	21
8.	都市計画	23
第3節	現状の分析（魅力と課題）	28
第2章	都市づくりの方針	30
第1節	都市づくりの目標	30
1.	目指すべき将来像	30
2.	都市づくりの基本的な考え方	31
3.	都市の目標	32
4.	将来都市構造	34
5.	都市づくりの目標と重点方針、分野別の方針の関係	37
第2節	重点方針	38
第3節	分野別の方針	41
1.	土地利用の方針	41
2.	都市施設整備の方針	44
3.	市街地整備の方針	50
4.	住環境の方針	52
5.	安全・安心づくりの方針	53
6.	自然環境・景観形成の方針	55
第3章	都市計画マスタープランの実現にむけて	58
第1節	協働による誰もが活躍できるまちづくりの推進	58
第2節	地区まちづくりの推進と支援	59
1.	地区まちづくりの必要性	59
2.	地区まちづくりの進め方	60

3. 具体的なまちづくりの展開や効果.....	62
第3節 都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進.....	66
1. 施策や事業の効率的・効果的な推進.....	66
2. 広域的な連携・調整.....	66
第4節 計画の評価と見直し.....	67
巻末資料.....	69
■用語集.....	69
■策定経緯.....	72
■策定体制.....	73
■パブリックコメントの実施概要.....	80

注) 本文中にある用語で、※印のあるものは巻末の用語集にてその意味などを説明しています。

注) 割合の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の割合の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

序章 はじめに

交野市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」という。）は、平成 23（2011）年に計画期間を 10 年とした上で策定し、以降、本計画に基づき、様々な取組が着実に進んできました。

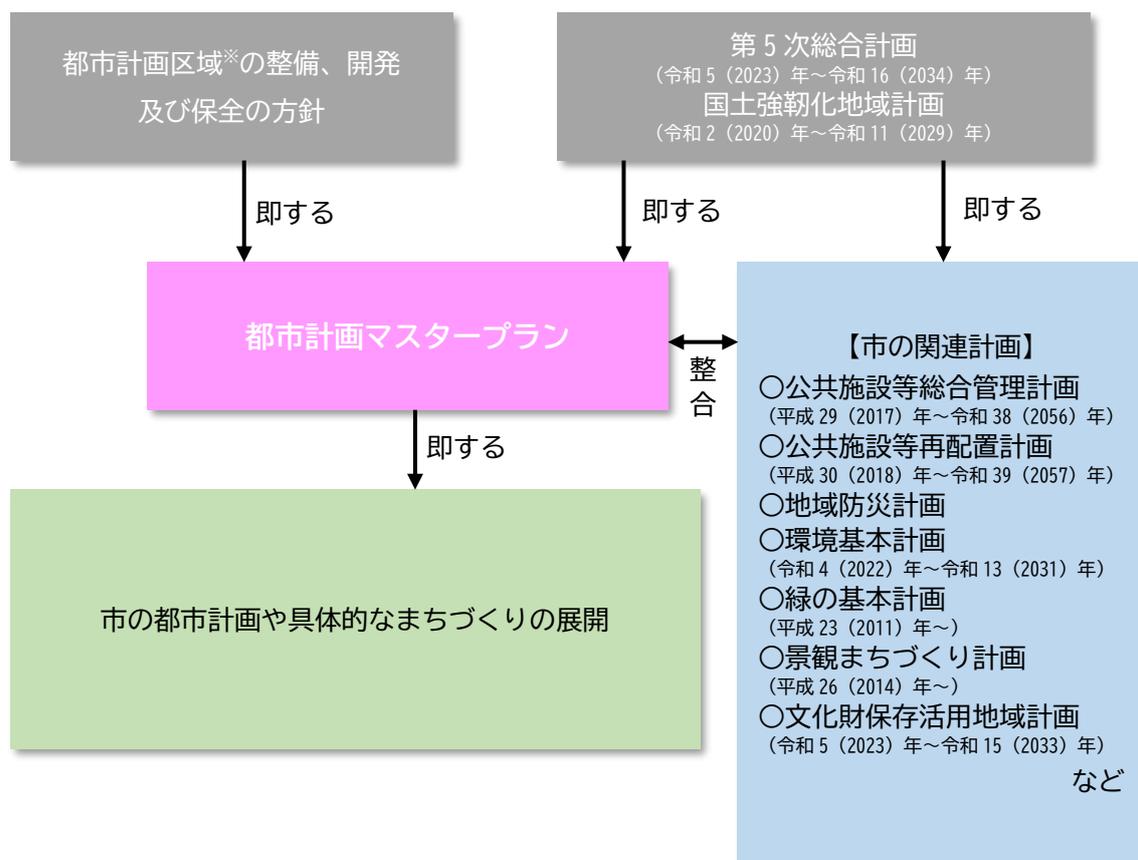
一方、この間、社会経済状況は、少子化の進展、超高齢社会の到来など新たな時代を迎え、都市を巡る状況も移り変わり、これらの変化への対応が求められる状況となりつつあります。

平成 23（2011）年に策定した都市計画マスタープランの目標年次（令和 2（2020）年）が経過したことや、社会状況の変化を踏まえ、都市計画マスタープランを改訂しました。

第 1 節 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法※第 18 条の 2 で規定する「市町村の都市計画に関する基本的方針」として位置づけられており、東部大阪都市計画区域マスタープランや本市の総合計画等に即して定められ、本市における都市計画やまちづくりを進める上での指針となるものです。

位置づけ



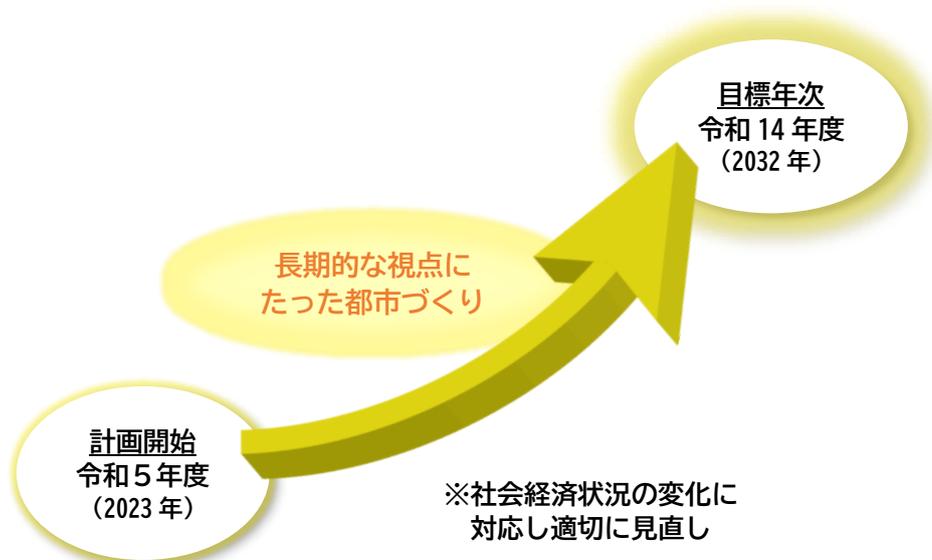
第2節 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、市の創意工夫のもと、市民の意向を反映させながら、都市の将来像や都市計画の方針を総合的に定めたものであり、以下の3つの役割を担います。

- まちの将来像や都市計画に関する方針等を示すことで市民や事業者と行政が思いを共有する
- 土地利用の規制・誘導や都市基盤[※]の整備など都市計画を定める際の基本的な指針となる
- 市民、事業者、行政が相互に連携を図り、それぞれの立場から主体的にまちづくりに取り組む上での指針となる

第3節 目標年次

当面の具体的な目標年次は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。ただし、今後の社会経済状況などの変化により、必要に応じて、計画期間も含め内容の見直しや修正を行います。



ワンポイント	「市民」と「住民」の違い
	市民：その地区内で住所を有する者のほか、その地区内で働き、学んだり、事業を行う者、又は団体を表します。
	住民：地方自治法第10条に規定されており、日本国民、外国人、会社を含む、その地区内に住所を有する者を表します。

第4節 都市計画マスタープランの構成

●これまで～都市基盤※を充実させることを重視してきました

これまでの都市計画マスタープランは、市全体の将来像や分野別方針から構成される「全体構想」と旧村単位を基本とする地域ごとの都市基盤※の整備方針を記す「地域別構想」から構成されていました。

特に「地域別構想」では、昔ながらの集落の成り立ち/歴史的経緯などを考慮し、5つの地域（くらじ・こうづ・きさべ・ほしだ・いわふね）ごとの都市基盤※の整備水準を向上させるための都市づくりの考え方を設定し、それに基づく都市づくりを着実に推進してきました。その結果、都市計画道路※をはじめとする施設整備については、通常の道路整備に加え、土地区画整理事業※や地区計画※等による面的整備に伴い整備率は向上してきています。

一方、人口減少社会に直面している近年においては、かつての「量的拡大」から「質的充足」の時代を経て、今は市民と行政など多様な立場の方々々が協力しあいながら、新たな価値を“共”に“創”り出す『共創』の考え方が広がってきています。

●これから～身近な暮らしの質を高めることを重視していきます

このような背景を踏まえ、都市基盤※に係る整備に関して、元来コンパクトな都市構造を有する本市においては、5つの地域に分けた地域別構想の必要性は薄れたため、かつての地域別構想の趣旨は基本、「都市づくりの方針」に包含するものとし、今後は身近な暮らしの範囲（例えば自治会など）における問題・課題の解決、資源の活用を通じて、暮らしの質的向上を目指す取組『地区まちづくり』を計画の実現における柱に位置づける構成に変更します。

都市計画マスタープランの構成の見直し

